

# 埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

## 1. 目的

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（以下「本センター」）の会則にある目的を達成するために薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚する研修を実施することを目的とする。

## 2. 認証対象の研修

認定対象の研修は以下のとおりとする。

### (1) 集合研修

以下の実施機関が主催または共催する研修会（学会を含む）。

ア：埼玉県病院薬剤師会（以下「埼病薬」）

イ：日本薬剤師研修センターほか薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」）が認めた実施機関

ウ：本センターに登録済みの学術団体・職域団体（以下、集合研修会実施機関と略）が主催、または共催する研修会で事前に本センターに届けて審議をクリアしている研修会

### (2) グループ研修

2－（A）に該当しない小規模な研修（学内・地域・院内の勉強会等）。

### (3) 実習研修

実習研修を行なう実施機関が事前に実習依頼機関（実習受講者）の依頼を受けて実施する研修。

### (4) その他

他の学術団体・職域団体の実施する研修。

## 3. 研修内容

研修内容は薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 薬剤師関係法、医・薬倫理、薬剤師倫理等
- (2) 基礎薬学・医療薬学・衛生薬学・薬事関連法制度等
- (3) 薬局経営学、患者心理学等
- (4) その他

## 4. 研修の単位基準

### (1) 集合研修

90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。

なお、学会発表を除き研修会の講師には別途、1単位を付与する。

### (2) グループ研修

2時間で1単位とする。なお、研修時間の1時間単位での積算を認

める。

(3) 実習研修

1 単位は 2 時間の実習研修とする。

(4) その他

本センターに未登録の学術団体、職域団体が研修会を実施し、その際受講者が受け取った「受講証明書」等を本センターに提出した時に審議する。

## 5. 研修参加費

- (1) 研修会では研修参加費を参加者から徴収する。この参加費は会場費、講師料等研修会運営に充てる。
- (2) 研修参加費は研修会場、講師等の状況によりその都度、本センターで決定し、広報する。

## 6. 研修認定薬剤師の認定および更新

- (1) 初回の研修認定薬剤師となるためには最初の単位取得日より 4 年間以内に、40 単位の取得が必要である。ただし毎年 5 単位以上を取得していなければならない。
- (2) 初回認定後の認定は 3 年ごとに更新を受けねばならない。この場合 30 単位以上が必要である。ただし毎年 5 単位以上を取得していなければならない。また更新期間超過はこれに当てはまらない。
- (3) グループ研修・実習研修については最初の単位取得日よりまたは更新を受けた日より換算して各々年間 5 単位を上限とする。
- (4) 前項 (1) および (2) の期間内において、下記の特別の事由により所定の単位修得ができなかった者の期間の延長は原則 1 年を限度として認める。  
特別の事由とは妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等やむを得ないものをいう。  
また、特別な事由による期間中に習得した単位は認定の対象外とする。  
なお、認定申請を行う時、「研修認定薬剤師申請書（新規または更新）」にその理由と期間を記載しなければならない。

(5) 研修認定薬剤師の取り消し

① 以下のア～ウに該当する者はその認定を取り消す。

ア：薬剤師の資格を失った者

イ：薬事に関し犯罪または不正行為があった者

ウ：上記のほか薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

② 認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。

また当該者より求めがあった時はその者の意見を聞く機会を設ける。

## 7. 研修の記録および単位修得証明

(1) 研修手帳

研修の記録は本センターが発行する「埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター 薬剤師研修手帳」(以下「研修手帳」)に「研修受講シール」を貼付することにより行う。なお、研修手帳は本センター発足時、本センター入会時および認定更新時、無償で提供する。ただしそれ以外は有償とし、認定ごとに新しい手帳を使用する。

(2) 単位修得の証明

研修認定は受講シールを貼付した研修手帳により行う。

## 8 . 研修受講シールの請求と付与

(1) 集合研修は研修会で「研修受講シール」の付与を行う。

(2) グループ研修は研修会終了後、受講者は下記書類の提出にて「研修受講シール」を請求できる。

- ・ 受講単位請求書
- ・ プログラムまたはポスター (写し)
- ・ 研修会成果報告書 (1回の研修につき 400 字程度、ホームページ参照)
- ・ 受講証明書

本センターでは請求に基づいて審議の上、「研修受講シール」を受講者に付与する。

(3) 実習研修終了後、受講者は下記書類の提出にて「研修受講シール」を請求できる。

- ・ 受講単位請求書
- ・ 実習研修依頼状 (写し)
- ・ 実習研修承諾状 (写し)
- ・ 実習プログラム (写し)
- ・ 研修成果報告書 (実習研修用) (1 目的の実習研修につき 400 字程度、ホームページ参照)
- ・ 出席を証明するもの
- ・ 実習研修実施機関担当責任者の評価・講評 (1 実習研修につき 400 字程度、ホームページ参照)

本センターでは請求に基づいて審議の上、「研修受講シール」を付与する。

(4) 未登録の学術団体、職域団体が研修会を実施し、その際受け取った「受講証明書」とともに下記書類を受講者が本センターに提出した時には審議の上、本センターの「研修受講シール」が付与される。

- ・ 受講単位請求書
- ・ 参加費領収書または参加証明書
- ・ 研修成果報告書 (1 目的の実習研修につき 400 字程度、ホームページ参照)

## 9. 研修認定薬剤師の認定手続

(1) 「6 の (1)」の要件を満たした者は、下記の書類等の提出にて本センターに

対して研修認定薬剤師の認定申請ができる。

- ・研修認定薬剤師申請書（新規）
- ・「7の（1）」の研修手帳
- ・「13」の費用

- (2) 研修認定薬剤師の認定日は原則申請書内の「2. 申請日」とする。また次回更新日（3ヶ年）はこの日から起算する。なお、申請日以前に修得した単位は次回更新には充当できない。
- (3) 本センターは研修認定薬剤師申請書の内容を「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」で評価審議のうえ、研修認定薬剤師と認定し、「研修認定薬剤師名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。
- (4) 本センター審議で「非認定」となった場合、認定希望者にただちに結果を通知する。その後認定希望者から不服申し立てが寄せられた時、「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- (5) 「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。
- (6) 認定手続き時、「研修認定薬剤師カード」希望の申し出があった者には「研修認定薬剤師証」とともに交付する。

#### 10. 研修認定薬剤師の更新手続

- (1) 「6の（2）（3）」の要件を満たした者は、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請ができる。
  - ・研修認定薬剤師申請書（更新）
  - ・「7の（1）」の研修手帳
  - ・「13」の費用
- (2) 前回に本センター以外のプロバイダーによる認定の場合は該当の認定証の写しを添付する。
- (3) 本センターは研修認定薬剤師申請書（更新）の内容を審議のうえ、研修認定薬剤師と認定した者については本センター「研修認定薬剤師名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。
- (4) 本センター審議で「非認定」となった場合、認定希望者にただちに結果を通知する。その後認定希望者から不服申し立てが寄せられた時、「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- (5) 「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。
- (6) 認定手続き時、「研修認定薬剤師カード」希望の申し出があった者には「研修認定薬剤師証」とともに交付する。

#### 11. 研修認定薬剤師証の再交付手続

- (1) 本センターは研修認定薬剤師が「研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失の場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。
- (2) 前項の申請を行うとき、本センターに「研修認定薬剤師証再交付申請書」を提出することとし、「13」の手数料を納めるものとする。
- (3) 本センターは「研修認定薬剤師再交付申請書」により再交付する。

## 12. 研修記録の証明

研修手帳の紛失により研修記録が不明となったとき、当該記録の証明は原則行わない。ただし、当該記録を証明できるものがある場合はこの限りでない。

## 13. 費用と納入方法

(1) 認定証のみの手数料は次のとおりである。

認定手数料	10,000 円
更新手数料	10,000 円
再交付手数料	3,000 円

(2) 研修認定薬剤師カード申し込み料は次のとおりである。

研修認定薬剤師カード (写真入り、ホルダーつき)	1,400 円
-----------------------------	---------

- ・申し込み時、写真（カラー顔写真、縦 4cm×横 3.5cm）を同封すること
- ・研修認定薬剤師カードには写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 (社) 埼玉県病院薬剤師会
---

## 14. 会議

本センターは必要事項を検討するために運営マニュアルで定める委員会や会議を適宜開催する。

## 15. 広報

本センターは研修会開催情報を本センターおよび埼玉県病院薬剤師会雑誌等により広報に努める。

## 16. 集合研修会実施機関について

(1) 薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体は本センターに下記書類にて申請を行うと本センターの集合研修会実施機関となることができる。本センターでは審議の上、研修会実施機関登録証を発行する。なお研修実施機関登録証には期限を設けないこととする。本センターでは研修実施機関での研修会開催状況や研修内容について、研修会開催計画書や集合研修終了報告書等で評価を行い、目的にそぐわない場合には登録を取り

消すことがある。

- ・集合研修実施機関申請書
- ・団体規約（または会則等）
- ・団体役員名簿（3名以上）
- ・会員名簿（50名以上）

(2) 集合研修会実施機関の研修会開催前の手続き

①主催または共催する研修会について開催予定日3週間前までに以下の文書等を用いて申請を行う。

- ・研修会企画提案書（集合研修会実施機関用）
- ・研修会開催計画書
- ・申請料（納入先13.（3）参照）

②集合研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講シールの申請料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1研修会あたりの金額
50名まで	1,500円
51～100名まで	3,000円
101～300名まで	5,000円
301～1000名まで	10,000円
1001名～	30,000円

③本センターは申請内容を確認の上、「研修会開催計画書の受理書」と「研修受講シール」を付与する。

(3) 集合研修会実施機関の研修会終了後の手続き

主催または共催する研修会終了後2週間以内に残余の研修受講シールとともに集合研修終了報告書を本センターに提出する。

17. 本実施要綱の改定については埼病薬理事会の承認を経て施行する。

附 則

本実施要綱は、平成23年6月23日より施行する。